

人材紹介業務契約書

株式会社●●●●（以下「甲」という）及び株式会社エクスプレス・パートナーズ・ジャパン（以下「乙」という）は、乙が甲に対して行う人材紹介業務に関し、以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対して、次の各号に定める業務（以下「本件業務」という）を委託し、乙はこれを本契約有効期間中必要に応じ又は甲の求めに基づき、甲の為に実施するものとする。

- ① 甲が求める人材の紹介
- ② 人材計画の立案・遂行に関する助言
- ③ 前2号に附帯する業務

第2条（紹介の依頼）

甲は本契約期間中、乙に対して、雇用契約・委任契約・準委任契約その他これらに準ずる契約（以下「雇用契約・委任契約・準委任契約その他これらに準ずる契約」を総称して「雇用契約等」という）の締結を希望する求人の条件を乙に伝達し人材の紹介を依頼するものとする。

2 前項の定めにつき、乙は雇用契約等のうち次に列挙する資格者との雇用契約以外の契約の締結による紹介業務を取り扱うことは出来ない。

- ① 弁護士
- ② 公認会計士
- ③ 税理士
- ④ 司法書士
- ⑤ 社会保険労務士
- ⑥ 行政書士
- ⑦ その他紹介手数料の収受を禁止する資格者を含む

第3条（紹介の内容）

乙は、求人条件に適合する可能性がある人材（以下、「候補者」という。）のうち、甲に応募又は契約締結する意思があり、かつ、甲の社風等求人条件以外の条件を加味して適切と判断した人材を、甲に対して紹介する。（以下、甲に紹介した人材を「応募者」という）

2 前項に定める紹介とは次の行為をいう

- ① 甲が求職票・履歴書等の情報を乙から郵送・FAX・メール等の方法により受領する行為
- ② 乙が定める業務の運営に関する規程「第3 紹介」に定める行為。

第4条（採用面接）

甲は、応募者の採用を決定した場合、応募者及び乙に対して、採用を決定した事実を確認する書面（以下、「内定通知書」という。）またはこれに代わる文書を交付する義務を負う。

第5条（採用時の労働条件）

応募者が内定通知書を受領した後雇用契約締結を決定した場合、甲は当該応募者（以下当該応募者を「採用内定者」という）に対し労働基準法第15条に基づく労働条件明示書を甲の責任において交付すると共に、採用内定者と雇用契約を締結する。。

第6条（情報の取り扱い）

乙は甲が応募者を選考するにあたり、次に定める範囲にて情報を取り扱うものとする。

- ① 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の個人情報に甲に対して開示・提供をする。ただし、上記の場合、乙は予め当該応募者から個人情報の提供に関する同意を得た上で実施するものとする。また、乙は、採用選考に何ら関連のない応募者の個人情報については、当該応募者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して、開示・提供しないものとする。
- ② 甲は、①に基づき乙より紹介された応募者（採用に至らなかった者を含む。）の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、採用選考の目的の範囲で利用するものとする。
- ③ 乙は、甲が開示時において秘密である旨を明示のうえ開示した企業情報を、善良なる管理者の注意を持って秘密として厳重に管理し、人材紹介の目的の範囲内で利用するものとし、本申込有効期間中および有効期間終了後において、人材紹介に直接関与する乙の役員・従業員・役職員以外の第三者にみだりに開示・漏洩しないものとする。

第7条（応募者への企業情報の開示・提供）

乙は、甲から入手した情報のうち、次に定める情報について、応募者に対して開示・提供することができるものとする。

- ① 求人票に記載されている情報
- ② 応募者が甲に選考を申し出るのに必要な情報として、甲が乙に開示・提供を認めた情報

第8条（人材紹介手数料の発生及び中抜き行為の禁止）

人材紹介手数料は、乙の紹介を通じて、甲が人材の採用を決定し、かつ、採用決定者が入社意思を書面にて示した段階で発生する成功報酬方式とする。ただし、採用決定者が入社意思を書面にて示したにもかかわらず甲への入社に至らなかった場合には当該人材紹介手数料は発生しない。

- 2 前項に拘わらず、甲又は甲の子会社（会社法第2条第3号に定めるものをいう。以下同じ）及び関連会社（会社計算規則第2条第3項21号に定めるものをいう、以下同じ）は、乙から候補者の紹介を受けた日以後1年以内に、乙を介さず応募者を採用・雇用・業務委託その他契約系携帯を問わず直接契約を締結してはならない。
- 3 甲が前項に違背した場合、甲は乙に対し次条に定める人材紹介手数料の200%を支払わなければならない。

第9条（人材紹介手数料）

人材紹介手数料は採用内定者の理論年収に一定率を乗じた額とする。理論年収に乘じる一定率は、個別契約に定めるものとする。

- ① 理論年収＝「月額固定給×12ヶ月＋賞与算定基準額×前年度賞与支給実績月」
月額固定給＝「基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当」とする。
※ただし、通勤手当や超過勤務手当（残業手当）等変動する手当は含まない。
- ② 年俸制の場合、年俸額を理論年収とする。
※年俸額とは“基本給与＋インセンティブ最低保証額”と定義する。

- 2 乙は甲に人材紹介手数料に消費税を別途加算し請求する。

第10条（人材紹介手数料の支払）

甲は、採用内定者の入社月の翌月末日までに乙へ前条に基づく人材紹介手数料を乙の指定する金融機関口座振込む方法によって支払うものとする。振込手数料は、甲の負担とする。

第11条（紹介対象者退職に伴う人材紹介料の一部返還）

人材の採用決定権限がすべて甲にあることに鑑み、次項に定める場合を除き採用内定者が雇用契約締結後乙の責に帰すべき事由によらずして退職したとしても乙は何らの責任を負わないものとする。

- 2 第1項に定める場合とは、採用された採用内定者が入社後6ヶ月以内に自己の都合により退職した場合をいう。
- 3 乙は甲に対し第9条に基づき支払われた紹介手数料について以下の区分に応じた料率を基に算定した額を、採用内定者の退職月の翌月末日迄に甲の指定する銀行口座へ振

り込み、返還するものとする。

記

入社後1日超 1ヶ月以内に退職した場合 80%

入社後1ヶ月超 3ヶ月以内に退職した場合 50%

※なお、甲の責による退職・解雇の場合には、本項は適用されない。

以上

第12条（契約期間）

本契約の有効期間は**契約締結日より1年間**とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、**更に1年間、同一条件にて契約期間を更新**するものとし、**以後も同様**とする。

第13条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
 - ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれに準ずる者をいう）が反社会勢力ではないこと
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - ④ 本契約の有効期間内に、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - 1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - 2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 甲または乙が、前項各号に違背していた場合、相手方は何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。なおこの場合、解除された当事者は、相手方に対して損害賠償等何ら請求することができない。

第14条（解除）

甲および乙は、相手方が本契約に違反した場合や、本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合は、本契約の有効期間中においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

第15条（不可抗力）

天災事変、経済の景況その他やむを得ない事由により、乙が本契約に定める事項を実施できない事態が生じた場合、乙は甲に直ちに通知する。また、乙はこれにより発生した甲の損害等について一切の責任を負わないものとする。

第16条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約の各条項に関する解釈の疑義については、法令の規定および慣習に従うほか、甲乙双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

第17条（合意管轄）

前条による協議が整わず本契約に関連して紛争が生じた場合、甲および乙は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意裁判所と定めてこれを解決することとする本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

契約締結日 ●●年●●月●●日

甲

乙